◎新潟県告示第879号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第１項の規定により、道路の区域を次のとおり変更した。

なお、関係図面は、告示日から２週間、新潟県土木部道路管理課及び新潟県新発田地域振興局地域整備部庶務課において縦覧に供する。

令和８年11月13日

新潟県知事　　花　角　　英　世

１　道路の種類　県道

２　路　線　名　住吉上館線

３　道路の区域

区　　間	新旧の別	敷　地　の　幅　員	延　　長
新発田市八幡字宮田1217番１から 同市小見字谷内付192番２まで	新	8.8～46.0メートル	1,609.8メートル
	旧	(A)5.0～49.8メートル	1,415.5メートル
		(B)8.8～46.0メートル	1,609.8メートル

備考１　上記(A)及び(B)は、関係図面に表示する敷地の区分をいう。

２　路線の重用

一部区間県道新発田津川線と重用